

令和4年度第2回

**釧路圏域障がい者が暮らしやすい
地域づくり委員会**

令和4年度

障害者差別解消支援地域協議会

議 事 録

日時：令和4年（2022年）10月27日（木）18時30分開会

場所：釧路市生涯学習センターまなぼっと 802、803 会議室

1 日時

令和4年（2022年）10月27日（木） 18時30分から20時35分まで

2 場所

釧路市生涯学習センターまなぼっと 802、803 会議室

3 出席者

別紙「出席者名簿」のとおり

4 議事等

開会

あいさつ（滝島社会福祉課長）

委員の変更及び委員会に係る留意事項について（事務局）

あいさつ・自己紹介

（地域づくり委員、関係機関、地域づくりコーディネーター、事務局）

「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が

暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（通称：北海道障がい者条例）について

障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会について

障害者差別解消支援地域協議会について

障害者差別解消法の改正について

障がいを理由とする差別の解消に向けた合理的配慮について

新型コロナウイルス感染症対応に係る食品及び日用品セット等について

関係機関の取り組み事例等の発表について

意見交換・情報提供等について

その他連絡事項

閉会

5 議事（報告事項）

（1）開会【事務局（三浦主査）】

（2）あいさつ【滝島社会福祉課長】

令和4年度第2回釧路圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会及び令和4年度障害者差別解消支援地域協議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、ご多忙の中、ご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

皆様方には、日ごろから保健福祉をはじめとする道行政の推進に格別のご理解とご

協力をいただいていることに改めて厚くお礼申し上げます。

この釧路圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会については、今年度2度目の開催となり、平成22年に施行された北海道障がい者条例に基づき、道内振興局の14圏域に設置され、条例等の趣旨を踏まえ、公平・中立な立場で、障がい者の虐待や差別、様々な暮らしづらさなどの解決を図ることを目的としている。

今回は「障害者差別解消支援地域協議会」も兼ねての開催となるが、本協議会については、令和元年度を最後に、新型コロナウイルス感染症の情勢を考慮し、開催を見送っていたが、来る11月5日に障がい者差別解消法道民フォーラムを釧路で開催することとなった状況を踏まえ、令和元年度以来、3年ぶりの開催となったところである。

さて、近年の情勢であるが、昨年5月、障害者差別解消法の一部が改正され、障害を持つ方への合理的配慮の提供は国や自治体のみとされていたが、それまで努力義務であった民間事業者についても、義務化されたところである。

皆様方には、平成28年の障害者差別解消法が施行されて以降、様々な取組にご尽力いただいているところであるが、この法律は、すべての方が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている。

北海道としても、先ほど申し上げたが、来る11月5日に北海道の主催、釧路市の共催で、障害者差別解消法道民フォーラムの開催を予定しており、法律のさらなる浸透と普及啓発に努めていきたいと考えている

なお、同フォーラムに関しては、Web等での申込みはすでに終了しているが、席に余裕があり、当日のご参加も可能となっているため、ご都合が合えば是非ともご参加いただきたい。

本日は、協議会が3年ぶりの開催であることを踏まえ、改めて北海道障がい者条例や障がい者差別解消法の一部改正、合理的配慮等について事務局から説明し、お集まりいただいた関係機関の皆様から、それぞれの所属においての障がい者差別解消に向けた取組内容や、これまで対応した事例等について情報提供していただきたい。

また、最後に意見交換や情報提供の場も設けさせていただくので、それぞれのお立場やこれまでの豊富な経験を踏まえて、積極的にご発言をいただきたい。

なお、本来であれば、地域づくり推進員の 大川原 様に委員会及び協議会の司会進行をお願いしているところであるが、所用により欠席することとなったため、事務局で司会進行をさせていただくことを、ご了承願いたい。

(3) 委員の変更【事務局（三浦主査）】

出席者名簿に記載のとおり、諸般の事情により、くしろメンタルクリニック佐々木文子委員の後任として、江南通りクリニックの難波定喜院長を、本年9月30日付けで任命させていただいたところである。本日は、所用により欠席となっているが、釧路圏

域のために尽力し、多くの皆様と情報交換等をさせていただきたい、とのメッセージをいただいている。

(4) 委員会の留意事項【事務局(三浦主査)】

本委員会について、道条例に基づき設置している委員会であるとともに、北海道障がい者条例に基づいて、地域づくり推進員についても、道内各圏域に、特別職の非常勤として知事の委嘱により配置されている。

釧路圏域については、急遽の欠席となったが、大川原早苗推進員を任命させていただいている。本委員会の招集や運営に係る地域づくり委員会を総理していただいております。申立等があった際の調査等権限を有している。

また、すでに周知させていただいているところであるが、本委員会については、例として、申立等に係る協議により個人が特定される場合など、個人情報に関わる部分については、一部非公開とさせていただくが、原則、公開とさせていただいており、皆様の氏名、役職については、出席者名簿として資料とあわせて振興局 HP に掲載させていただくため、あらかじめご了承ください。

そして、皆様の発言内容は、議事録に記載させていただくが、議事録については、発言の趣旨をとらえて作成し、皆様の確認を受けた上で、出席者名簿と同様に、振興局の HP に掲載させていただく。

本日は、個別の検討事項等はないが、障害者差別解消法等により守秘義務が生じることとなるため、あらかじめご了承ください。

(5) あいさつ・自己紹介

滝島課長、地域づくりコーディネーター、地域づくり委員、関係機関、事務局職員があいさつ・自己紹介を実施（出席者名簿記載の 16 名）

(6) 「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」について

資料 1 を用いて、事務局（三浦主査）から説明

(7) 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会について

資料 2 を用いて、事務局（三浦主査）から説明

(8) 障害者差別解消支援地域協議会について

資料 3 を用いて、事務局（三浦主査）から説明

(9) 障害者差別解消法の改正について

障がい理由とする差別の解消に向けた合理的配慮について

- ・新型コロナウイルス感染症対応に係る食品及び日用品セット等について

※食品への点字ラベルシールの貼付等について

資料4を用いて、事務局（三浦主査）から説明

- ・点字ラベルシールを貼付したレトルト食品や音声読取コードを記載した内容品一覧表等を参考として配付し回覧

(10) 関係機関の取組について

資料5や別紙を用いて、くしろバスから順に説明し、それぞれ質疑応答を実施

当日欠席した関係機関及び北海道での取り組み状況については事務局より説明

【くしろバス 工藤総務部長】

20年前は障がいを持つ方はバスに乗ることができない、という見方がほとんどであったが、現在では釧路市内を走行する8、9割のバスはスロープを設置し、バリアフリーに対応している。乗務員は年3回程度、車椅子の方の乗降介助の研修を受けている。

取組事例としては、3年ほど前になるが、すべての路線バスの車内にヘルプマークのポスターを掲示した。当初、マークの意味がわからない人もいたかと思うが、ポスター掲示により理解の促進を図った。

釧路市文苑にあるくしろバス本社バスターミナルの乗り場について、ほとんどが縁石で段差が生じている状態であった。

5年ほど前、再開発としてバスターミナルを取り壊すという案が浮上していたことから、現在まで段差を放置していた経緯がある。

当面の間は、再開発は行われなかったこととなったため、車椅子の昇降に配慮し、取り急ぎスロープを設置した。

都市間バスの行き来があり、スーツケースを持った方も多く利用しており、スロープについては以前から要望を受けていたところ。

苦勞した点として、スーパーホテルの1階は8番乗り場として空港線や都市間バスを利用する方の待合室になっており、障がいをお持ちの方から、待合室からバス乗り場までバス2台分程度の距離があるため、待合室の出口にバス停を移動させてほしいとの要望があった。しかし、バス停を移す場合、待合室横の歩道等に支障が生じるため、バス停の移動は難しいと説明をしたところ。

バリアフリーを意識し、バスの乗降口でのスムーズな乗り降りが可能であるか毎朝点検を行っている。

バリアフリーについての勉強会や目が不自由な方への乗り付け演習など、北海道バス協会や釧路地区バス協会と連携して行っている。

～質問等なし～

【北電ネットワーク 福島副長】

取り組んでいる事例について、出入り口にスロープを設置、点字ブロックの設置、身体障がい者用トイレを1階に設置している。当支店には社員向けに相談窓口を設置している(本店と他4支店に窓口あり)。当社は全道に10支店を展開しており、各支店に担当窓口を設けている。

障がいを持っている社員に対しては、中間面談を行っており、体調等の確認をしている。そのほかに、採用時にも確認を行うようにしている。

なお、全道の支店等の座席表は全職員が閲覧可能であり、通常、内線番号等が記載されているが、障がいをお持ちの方の場合、それぞれにあった連絡手段(例、聴覚が不自由な場合はメールなど)を併記しているところ。

休暇の配慮や業務調整を実施しており、繁忙期であっても一定の配慮を図るようにしている。

～質疑応答なし～

【北海道難病連釧路支部 今野支部長】

難病自体、世間からの理解を得ることが難しく、平成25年には障害者総合支援法の中で難病がその他疾病として位置づけられることになったが、病状によっては難病認定されず、必要な支援を受けることができていない患者がたくさんいる。

難病連では、そのような現状を知ってもらうことを一つの目的として活動を続けている。

取り組み事例については、会員や一般住民など障がいのお持ちの方への周知が主である。

機関誌を年4回刊行しており、障害者差別解消法の改正についても合理的配慮の必要性が変わることなどの解説を交えて取り上げたところである。

障がいを抱える会員自身の体験や生活のしづらさを、より多くの方に知ってもらうために、ショッピングセンターでイベントを開催している。

ヘルプマーク導入の際には、釧路市の協力を得て、イベント時にヘルプマークの交付窓口を設け、普及促進を行った。

ヘルプマークは、当初、都道府県毎に異なるマークにする運びであったが、障がいのある方が旅行先でも意味がわかるようマークを統一してほしいと要望を出したことがあり、結果として、東京都のヘルプマークが全国で統一使用されるようになった。

「難病電話相談」という事業で、電話や窓口での相談を受け付けている。

難病を抱える患者たちの交流会を開催しており、それぞれの生きづらさ、体験事例、意見要望などを話し合う場としている。

例として、指定難病が法で定められて以降、当分は受給者証や薬局等の窓口で使用する用紙など、サイズが異なる様々な書類を持ち歩く必要があったため、ひとつの手帳として持ち運びができるよう北海道に要望を出したところ、指定難病受給者証の発行に至ったところである。

障がいをお持ちの方への配慮について、機関誌は誰にでも見やすいようユニバーサルデザインのフォントを採用している。

弱視の方や背景が過度に着色されている場合に文字を読み取ることができない方もいるため、資料作成の際には留意していただきたい。

～質疑応答なし～

【釧路労働基準監督署 奥田副署長】

雇用主は通常、最低賃金以上の給与を労働者に支払う必要があるが、障がいをお持ちの方の雇用拡大に向けて、企業からは最低賃金の減額特例の相談・申請を受けることがある。

当署では、実態調査のために障がいを持っている当事者と面接を行っている。

組織としては、障がいの有無に関わらず、平等に労働することができる環境づくりを目標としているところ。

当署はエレベーターの設置がないため、設備上の配慮について、入り口まではスロープを利用してもらい、庁舎内で支援が必要な場合は、当事者や付添人等が1階に設置されているベル(呼び鈴)を鳴らすことで職員が対応するようにしている。

聴覚が不自由な方が来庁されることもあるため、筆談用具の用意もしている。

中には、深くお話をされたい方もおり、多くの場合は手話通訳者が同伴しているが、組織としては手話通訳の備えがないため、今後の課題としていきたい。

～質疑応答なし～

【釧路市小中学校校長会 佐々木校長】

平成19年に学校では、特殊学級から特別支援学級に変わり、学校毎に特別支援学級が設置されることとなり、障がいを持つ児童生徒への理解や関わり方を学校全体で考えるようになった。

現状では、学校毎に設置されている学級が異なるため、学校毎での合理的配慮に関する取組状況などを、校長会としても把握する必要があると感じている。

現時点で合理的配慮の相談や申立は少ないが、通常学級の中で困り感を抱えていて、静かな環境で勉強したい等、児童や保護者を通じて相談を受けることもあり、学校内で協議

し対応しているところである。

通常学級に在籍していると、周りに合わせないといけない、と心理的に追い込まれてしまうこともある。

本校では、昨年冬に、釧路教育大学の教授を招いてインクルーシブ教育等の研修を行い、学校が児童生徒に合わせていくことがインクルーシブ教育の根底にあると感じた。

今日の協議会を通じて、学校としては児童生徒だけでなく、保護者とも関わる機会があり、その中には、障がいを抱えている方がいらっしゃるかもしれない。

教員のヘルプマークの理解促進など、今後の学校の対応を見直す必要があるとも感じた。

また、過去の勤務校では、聴覚が不自由な保護者が、参観日には手話通訳者を同伴してこられたこともあった。

当時の対応として十分であったのか、まだできる配慮があったのか、本日は、改めて考える機会となった。

～要望・意見等～

【北海道難病連釧路支部 今野支部長】

今年の春頃、NHK で天候の悪化に伴い体調も悪くなる病気について取り上げられていた。

番組内で、釧路市内の中学校が取り上げられており、校長先生が会報誌で病気の説明を掲載するなど学校内での取り組みを紹介していた。

番組を観た後、その校長先生に電話連絡し、経緯など聞き取りした内容を難病連の機関誌に載せたことがあった。

お話しした際、校長先生は、体調が悪くて休む生徒の中には、気圧の変化に敏感な方もおり、治療方法を研究している大学もあるのだと、多くの人に知ってもらいたいと話していた。

【佐藤みちる 地域づくり委員】

目に見えない要因により体調を悪くされる方が発達障がい者の中にも多い。

私たちが感じている何気ない光や音を苦手と感じていて、学生時代には周囲の配慮が足りず苦勞してきた方がいる。

学校としても、そのように配慮を必要としている生徒がいることを理解していただきたい。

【北電ネットワーク 福島副長】

新型コロナウイルス感染症の防止のためマスク着用が定着している。

聴覚に障がいのある方は口の動きを見て、相手の話す内容を理解してきたが、マスクを

着用することによって、口の動きを見ることができず、コミュニケーションに困難が生じる場面がある。

この事例は北海道新聞に取り上げられていて、北電ネットワークに勤めている聴覚障がいと発達障がいを持っている職員が記事の切り抜きをデスクマットに貼り付けていたことがあった。

北電ネットワークには多くの社員職員が在籍しているが、声が大きく聞き取りやすい社員職員もいる一方で、声が小さく聴覚障がいの方が聞き取ることが難しい職員もいる。

声は抑揚などにより相手の感情を読み取ったりすることができるが、それに加え、会話の最中の頷きなど、言葉以外の動作も聴覚障がいを持つ方とのコミュニケーションでは重要であると考えている。

【北海道警察釧路方面本部 佐藤課長補佐】

札幌の北海道警察本部から全道所属機関に対し、障がいをお持ちの方の人権に配慮した警察活動についての要領を通達している。

また、個別具体的な事例集については手引きを作成し、意識付けとして活用している。

取り組みとして、北海道警察のホームページにバリアフリーページを設けており、障がいをお持ちの方が読みやすいよう、背景は真っ黒、文字は白色、イラスト等はなしで統一しており、内容については専用ソフトにより読み上げることができる。

また、110番通報にあたり、視覚や聴覚障がいをお持ちの方の場合、電話でのやり取りが難しい場合があるため、メールでの通報や110番アプリで事前に必要事項を入力しておき、写真等を添付してアプリから通報する等、難しい状況説明をせずに電話以外での通報も可能となっている。

自動車免許の更新・講習について、これまでは長時間の移動時間をかけて試験場まで赴く必要があったが、現在はオンラインでの更新もできるほか、講習内容をDVD化し字幕付きで鑑賞可能にし、配付資料にはふりがなを振っている。

釧路方面の警察の関連施設は、50年以上前に建てられた古い建物であり、スロープや身体障がい者用トイレが未設置となっている。

釧路警察署と釧路方面本部は一緒の庁舎で、日中は、出入り口に庁舎警戒のために警察官が一人配置されているため、介助の申し出があれば、支援ができるようにしているところ。

実際の事例として、交通事故の当事者が聴覚障がいをお持ちの方であり、手話通訳者を派遣したことがあった。

普段、施設の窓口には筆談用具を準備しており、聴覚障がい者とも意思の疎通が図ることができるよう配慮している。

～質疑応答～

【五ノ井八重 地域づくり委員】

発達障がいと自閉症を抱える自分の子どもが最近外出することが多く、事件や事故の当事者になり得る可能性があることを改めて感じた。

平成20年の道路交通法改正により、特定の条件を満たす場合でなければ、自転車は車道を通行するよう求められた経過があり、自分の子が障がいを持っていることを証明するために、事故に巻き込まれた際には療育手帳を警察官に提示するよう説明していた。

事故や事件の際、当事者が手帳を持っていない場合、障がいの有無を確認することは難しいと思うが、警察では実際にどのような方法で障がいの有無を判断しているか確認したい。

【北海道警察釧路方面本部 佐藤課長補佐】

事件や事故があった場合、警察官が現場に行き、当事者に話を聞くこととなるが、意思疎通が難しいケースもある。

基本は現場において、当事者本人に確認をする等の方法のほか、手帳等の書類を持っていない場合等については、当事者の保護者や家族、関係者等に連絡をすることとなる。

このため、現場では確認に至らないことも多くある。

また、障がいをお持ちの方に対しては、事情聴取の際、聞き方には配慮するよう職員は指導を受けている。

【事務局 三浦主査】

以前、保健所で勤務していた際、警察から精神のいわゆる23条通報を受けて、精神障がいをお持ちの方についてその後の措置について検討する場面があった。

その中で、過去に取扱がある方や、関係者からの聞き取り調査等により精神の手帳の所持、あるいは病名等が判明している方もいたが、まったくの新規の取扱で、病名等も判明せず、家族等もいらっしゃらない方は、市町村長同意による医療保護入院等につながっていた。

このことから、当事者のみでご家族や関係者がいない場合など、現場の状況だけではすぐに、その方が何らかの障がいをお持ちかどうかを判断するのは難しい場面もある。

通報の際に、警察関係者と話す機会があったのだが、刑法等に係る刑事事件の当事者について、心神喪失や心神耗弱等の調査や通報等については、逮捕後に関連した捜査と並行して速やかに行うこととなるため、すでに犯してしまった行為等対しての逮捕あるいは保護などの判断は、現場の警察官の判断に委ねられることになっている旨の話をしたことがある。

また、精神手帳や障がい者手帳の発行は道で行っており、警察では、過去の取扱等で

把握している場合等を除いて、精神や障がい者関係の手帳の有無は把握してはいない。

このため、必要に応じて、警察からは、道に対して捜査関係事項照会として、手帳所持の有無等の照会を受けているところである。

(11)意見交換・情報提供等について

【角田めぐみ 地域づくり委員】

釧路管内においても、障がいとは直接関係のない様々な機関が障がいを持つ方の差別解消に向けた取り組みをしていると知り、嬉しく思う。

その他、自身の組織において取り組んでいることのうち、広く周知したいものや、すでに広報として発信しているものはあるか。

【くしろバス 工藤総務部長】

くしろバスでは、地域の祭りやイベント会場にバリアフリー化したバスの展示や車椅子の乗降介助等の指導など、住民への周知を行っている。

今後は、くしろバスのホームページにおいても、写真等を活用して、積極的な発信をしていく予定。

【新井田 祐子 地域づくり委員】

障害者手帳には障がいの記載はされているが、関係機関の連絡先が記載されていない。

また、身体障害者手帳には疾患名や詳細な障がいの程度の記載はあるが、精神や療育手帳については、等級の記載のみである。

個人情報保護の関係があるのも理解できるが、手帳に関係機関の一覧項目や障がいの状態を記載できる項目を追加してほしい。

また、ヘルプマークは1人につき1個が原則となっており、その都度、荷物や状況に応じて付け替える形になっている方もいるため、発達障がい等その方の特性によっては、マークをつけ忘れる方もいることが予想されることから、複数のマークを配付してほしい。

【事務局 三浦主査】

一例を挙げると、東京都において、精神障害者保健福祉手帳についてはすでにカード化されており、なおのこと、障がいの状態等を判別することが難しくなっている。

北海道においても、今後はカード化されるものと思われる。

ヘルプマークについては、ホームページにも掲載されており、ほとんどの市町村においても周知を進めているところである。

マークの複数配付に関しては、予算等の関係もあり、各市町村でも在庫等に限りがあるものと聞いているところであるが、その方によって必要個数が変わってくるものと思われるため、必要に応じて市町村にも情報提供してまいりたい。

【佐々木地域づくりコーディネーター】

所属しているサハスネットでは、障がいを持つ方を正規職員として多く雇用している。

働く上で、他の職員との連携などで大変に感じる部分もあるが、障がいを持たない職員にとっても学びの機会になっている。同じ業務に取り組んでいるため、職員同士でも支えやすい環境になっている。

【事務局 三浦主査】

提供いただいた資料の説明であるが、J R 釧路支社から、実際の研修に使用した資料を別紙 1-1、1-2 としている。

北海道警察からは、訓令と通達の情報提供をいただき、別紙 2-1、2-2 としている。

釧路市からは、職員研修等で実際に使用している、障がいのある方へのは～とふるサポートブックの情報提供をいただき、別紙 3 としているが、このサポートブックは釧路市のホームページにも掲載されている。

最後に、道や振興局の職員研修等で実際に使用している資料を別紙 4 とした。

(12) その他

【事務局 三浦主査】

来る 11 月 5 日(土)国際交流センターにて、障害者差別解消道民フォーラムを開催予定であり、すでに事前申込は締め切っているが、席に余裕があるため、都合の合う方は可能であればご参加いただきたい。

最後に連絡事項として、令和 4 年度の地域づくり委員会の定例会は今回で終了となるが、申立等をはじめ、急を要する臨時委員会を開催する際は参集させていただくこととなるため、ご承知おきいただきたい。

また、今回ご参加いただいた関係機関の皆様についても、今後ともご理解とご協力をお願いしたい。